鳥取県告示第202号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルイ両三柳店 米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1 株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171 有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1 変更後 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1 株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171 有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市一方228 株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市一方228 有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
 - 変更1 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1 株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15 有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
 - 変更 2 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1 株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15 有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2 株式会社ライフォート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21 有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 4 変更年月日
 - (1) 3(2)の変更1 平成11年2月22日
 - (2) 3(1)及び3(2)の変更2 平成25年3月1日
- 5 変更する理由

設置者の増並びに小売業者の変更及び増があったため

- 6 届出年月日
 - 平成25年3月1日
- 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

- 8 縦覧に供する期間 平成25年3月19日から4月間
- 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局 米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提 出することができる。